

## 高山村告示第25号

高山村税条例（昭和29年高山村条例第12号）附則第25条に規定する村長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事とする。

令和2年12月22日

高山村長 後藤 幸三